

府立支援学校中学部や高等部 における進路について

令和7年6月23日
大阪府教育庁教育振興室支援教育課

本日の内容

1. はじめに
2. 大阪府立支援学校について
3. 支援学校中学部卒業後の進路先について
4. 支援学校高等部での進路指導等について
5. さいごに

1. はじめに



2. 大阪府立支援学校について



大阪府立支援学校の概要

(1) ○府立支援学校 45校2分校

- ・視覚支援学校
- ・聴覚支援学校
- ・知的障がい支援学校（＊1）
- ・肢体不自由支援学校（＊2）
- ・病弱支援学校

学部設置は、

- ・幼稚部～高等部まで設置
- ・小・中・高の3学部設置
- ・高等部のみ設置

等様々

（＊1）のうち、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校5校

（＊2）の中には、知的障がいや病弱の教育課程を併置する学校もある

○大阪教育大学付属特別支援学校 1校

○堺市立支援学校 2校1分校

大阪府立支援学校の概要

- (2) 通学区域は府教育委員会で設定しています。
- (3) 聴覚支援学校・職業学科を設置する知的障がい高等支援学校・病弱支援学校等、一部支援学校には通学バスがありません。
- (4) 職業学科を設置する知的障がい高等支援学校や病弱支援学校には給食がございません。

3. 支援学校中学部卒業後の 進路先について



府内支援学校中学部卒業後の進路状況（R5年度卒業生）

	A 高等学校進学希望										B	C		D	E 就職希望（※1、※2、※3を指す）				F	卒業生数	左記Aのうち他職への進学者	（寄附）												
	高等学校 （本校）					中等教育 学校併用課程 （本校）					支援学校 高等学校	専修学校 （一級課程）等		公立職業能力開発施設等	職業訓練 所	常用労働者		（専修学校以外の専 修学校利用の有無は「○」	（専修学校以外の専 修学校利用の有無は「○」			（専修学校以外の専 修学校利用の有無は「○」	左記Fのうち社会福祉 施設等入所、退所者	児童福祉施設等 （※）	（※）のうち就 労支援事業利用者					（※）の うち				
												専修学校 （一級課程）	各種学校			常勤雇用労働者 （※1）	有期雇用労働者 （雇用契約期間が1か月以上 ※2）								臨時労働者 （※3）	就労移行支援 A型	就労継続支援 B型	就労継続支援 C型	自立訓練	生活介護	医療機関			
視覚支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
聴覚支援学校	4	-	2	-	-	-	-	-	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
支援学校（知的障がい）	6	3	7	-	-	-	-	-	698	-	8	1	-	-	-	-	-	-	-	4	727	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
支援学校（肢体不自由）	-	-	-	-	-	-	-	-	90	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
病弱支援学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1			
合計	10	3	9	0	0	0	0	0	826	0	8	1	0	0	0	0	0	0	7	864	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			

（令和6年5月1日現在）

大阪の支援教育（令和6年度版）

大阪府HPにて情報掲載

- ・ 大阪府HP「中学生のみなさんへ」や「公立高校ガイド」に
概要掲載

大阪府／中学生のみなさんへ（入試情報・学校説明会など）（osaka.lg.jp）



4. 支援学校高等部での 進路指導について



高等部での進路指導

○進路懇談や保護者向け進路説明会の実施等

○福祉サービス等について情報発信

○卒業後関わる関係機関との連携

- ・就業・生活支援センター等

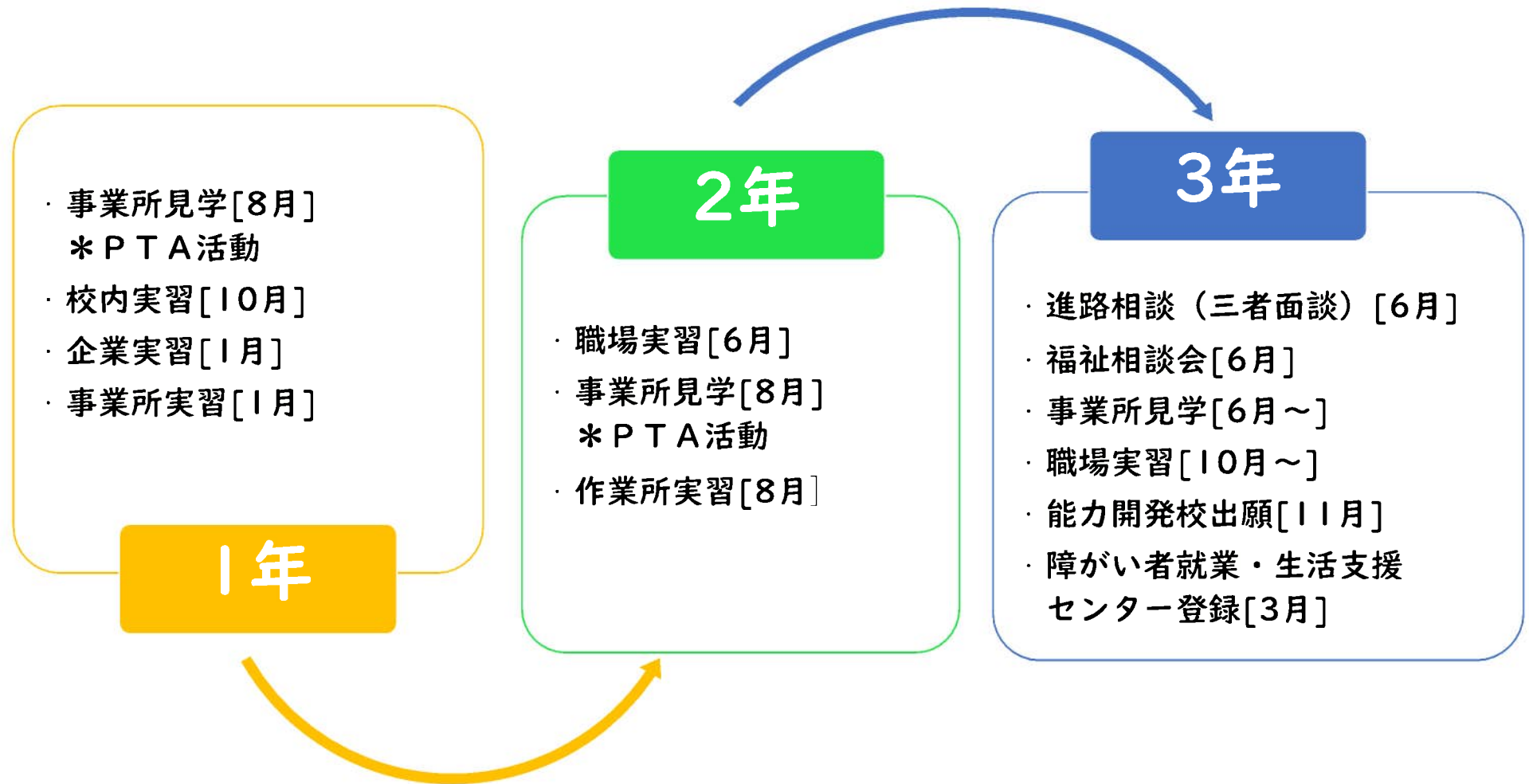
高等部での進路指導

○卒業後を意識した早期からのキャリア教育実施

- ・ 1・2年生から職場体験実習や福祉事業所体験
- ・ 卒業生等の社会人から話を聞く、企業からの出前授業 等

→自分の進路等について考える

支援学校高等部 進路指導スケジュール例



府内支援学校高等部卒業後の進路状況（R5年度卒業生）

		A 大学等進学者										B	C 専修学校（一般課程）等		D	E 就職者等（正職A、B、C、Dを除く）			F	卒業生総数	左記以外の者	在籍している児童・生徒等のうちフルタイム特待生等の者	(再掲)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
												専修学校（専門課程）	公共職業能力開発施設等	職業訓練所	常用労働者		（家事手伝いの者を含む）	臨時労働者	友記Fのうち社会福祉施設等入所、通所者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
																													児童福祉施設等（※）	（※）のうち就労系支援事業利用者		（※）のうち		医療機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		大学（学部）	短期大学（本科）	大学・短期大学の通信教育部及び放送大学	大学・短期大学の（別科）	大学・短期大学の（専攻科）	高等専門学校	支援学校高等部（専攻科）	専修学校（専門課程）	専修学校（一般課程）	各種学校	職業訓練所	職業訓練所（雇用契約期間が1か月以上の者）	職業訓練所（雇用契約期間が1か月未満の者）	職業訓練所（家事手伝いの者を含む）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）				職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）		職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）		職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）	職業訓練所（臨時労働者）

高等支援学校と支援学校高等部の違い

【高等支援学校】

- ・通学区域は府内全域
- ・自主通学（通学バスなし）
- ・給食なし
- ・1年次から企業等で職場体験実習を実施
- ・募集定員があり、入学者選抜を実施（療育手帳の所持が選抜への応募資格）

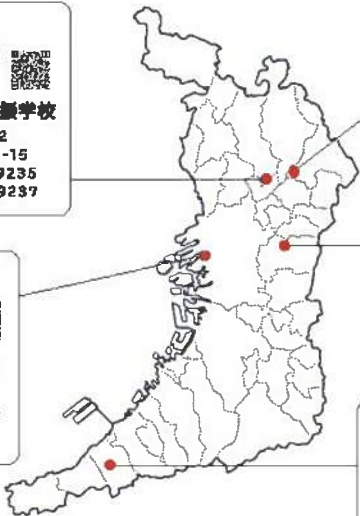
【支援学校高等部】

- ・通学区域は学校によって異なる
- ・通学バスがある学校がある
- ・給食あり
- ・知的障がい教育課程を置く全府立支援学校に職業コースを設置

どちらも卒業資格は特別支援学校高等部卒業となります

各校の所在地

大阪府内の通学圏を確保する高等支援学校は現在6校です。
それぞれの特色を打ち出し、特色ある教育活動を行っています。





とりかい高等支援学校
〒566-0062
無津市島上1-1-15
TEL 072-654-9235
FAX 072-654-9237



たまがわ高等支援学校
〒578-0925
南大阪市南第2-3-25
TEL 072-961-4730
FAX 072-961-4788



すながわ高等支援学校
〒690-0522
泉南市御油牧野40-1
TEL 072-485-3810
FAX 072-485-3816



なにわ高等支援学校
〒556-0027
大阪市浪速区水湊川2-3-30
TEL 06-6561-7361
FAX 06-6561-7300



むらの高等支援学校
〒573-0042
枚方市村原西町60-1
TEL 072-805-2327
FAX 072-805-2733

入学選抜について

入学希望者より

応募資格 本人及び、保護者の住所（転居歴に添付されている書類をいう）が大阪府内にある者のうち、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現学年年度の3月に中学校進学もしくはこれに準ずる学校、普通教育学校又は中等教育学校の留年制度で中退又は修了する見込みの者
- (2) 教育手帳を所持している者又は児童相談所等の関係機関により加齢施設が必要であると判断を受けた者
- (3) 自主的な進学が可能である者

選抜方法等

- (ア) 入学希望者は、中学校等の校長が提出する推薦書及び推薦書並びに追加検査（検査・作業）及び面接（以下、「検査等」という）の結果を総合的に判断して、推薦学校を推薦する高等支援学校の校長（以下、「支援学校長」という）が行う。
- (イ) 検査等は、各支援学校長が当該支援学校において行う。

高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

共生推進教育

都立学校10校に共生推進教育を推進し、推薦学校を推薦する高等支援学校との連携強化のもと、ともに学び、交流を深めています。



教育が振興部生涯学習課
〒540-8871 大阪市中央区大津町2丁目
TEL 06-6944-9342 FAX 06-6944-6888
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shienkyoku>



職業学科を設置する

高等支援学校

知識障がいのある生徒の就労をめざす！

たまがわ高等支援学校・とりかい高等支援学校・すながわ高等支援学校
むらの高等支援学校・なにわ高等支援学校



大阪府

1 自分の得意が見つかる！ 『職業学科』を設置

高等支援学校には、「国語」や「数学」のような各教科での学習に加え、各校において特色のある「専門学科」と、調理、接客などの「共通科目」を設置しています。

例えば...

【専門学科（例）】



ものづくり



福祉サービス



食品生産・加工



農園習



バックヤード



オフィス・ビジネス

+



清掃



接客・販売

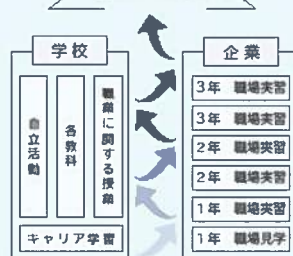
など

どの「専門学科」に属し、専門学科を学ぶかは、入学後に希望などを基に決定されます。各校によって特色がありますが、専門学科では、集団で学ぶ事の大切さ、就労に向けた責任感や態度を身につけることをめざします。学科により進路先の違いはありません。併設の共通科目と専門学科で週に12～15コマの授業があります。

2 実践的な学び！ 『職場体験実習』

就労をめぐるための取組みとして企業等への職場体験実習を実施しています。取組みや工夫も各校で様々！1年生からスタートして、働くためのスキルを磨きます。

働きつづける力



【職場体験実習（例）】



ガイダンス 外部講師講話 面接練習
職場体験実習以外にも、進路指導や生徒一人ひとりに合わせた指導・支援をすすめるとともに、卒業後との繋がりを大切にした就職支援を行っています。

企業生活からのメッセージ
自分の得意や不得意を知り、それを活かすことが大切です。学校では、社会生活に必要なスキルを身につけてください。



3 仲間とともに過ごす 学校生活！

各校には、様々な行事や部活動があります。たくさんの仲間とともに、充実した学校生活を過ごしましょう。

【行事・部活動（例）】



体育祭



文化祭



修学旅行



部活動

もっと詳しく！高等支援学校 Q&A

Q. 通学区域・通学方法は？

A. 通学区域は、大阪府内全域です。通学バスは運行していません。公共交通機関等を利用した自主通学です。

Q. 入学者選抜について

A. 裏面の「応募資格」「選抜方法等」を参照してください。高等支援学校5校には定員を設けています。

Q. 昼食は必要なの？

A. 必要です。給食はありませんので、各自お弁当の準備をしてください。

Q. 制服はあるの？

A. 制服、体操服、実習服など学校指定のものがあります。

Q. 卒業資格はどうなるの？

A. 卒業資格は、特別支援学校高等部卒業となります。

高等支援学校を紹介します！
大阪には、高等支援学校5校があります。高等支援学校を設置する高等支援学校は、「高等支援学校法」に基づいて設置されています。高等支援学校は、障害のある子どもたちが、社会生活に必要なスキルを身につけ、自立した生活を送るための場です。

職業学科を設置する知的障がい高等支援学校について

【特色】

- 職業に関する専門学科を設置し、就労を通じた社会的自立をめざす
- 1年次から企業等で職場体験実習を実施
- 募集定員があり、入学者選抜を実施
- 通学区域は府内全域
- 昼食は各自で弁当等の準備が必要
- 通学バスなし
- 療育手帳の所持が選抜への応募資格
- 現役生の入学に限る（過年度生は入学不可）
- 共生推進教室を設置



ビジネス



清掃



ものづくり



農園芸



クリーニング



接客・販売



福祉サービス

府立知的障がい支援学校職業コース

職業コースの意義

- 多様な選択肢の提供
- 特色ある学校づくり

【取組み例】

- クリーニング
 - ビルメンテナンス
 - 印刷製本
 - 喫茶
 - レザークラフト
 - 受注型事務作業
 - ビジネスマナーに関する座学
 - 職場体験実習
- 等

- 少人数、課題別学習
- スモールステップによるきめ細かな教育

- 「働く」ことへの意識づけ
- 働く意欲の醸成
- 就職率の向上

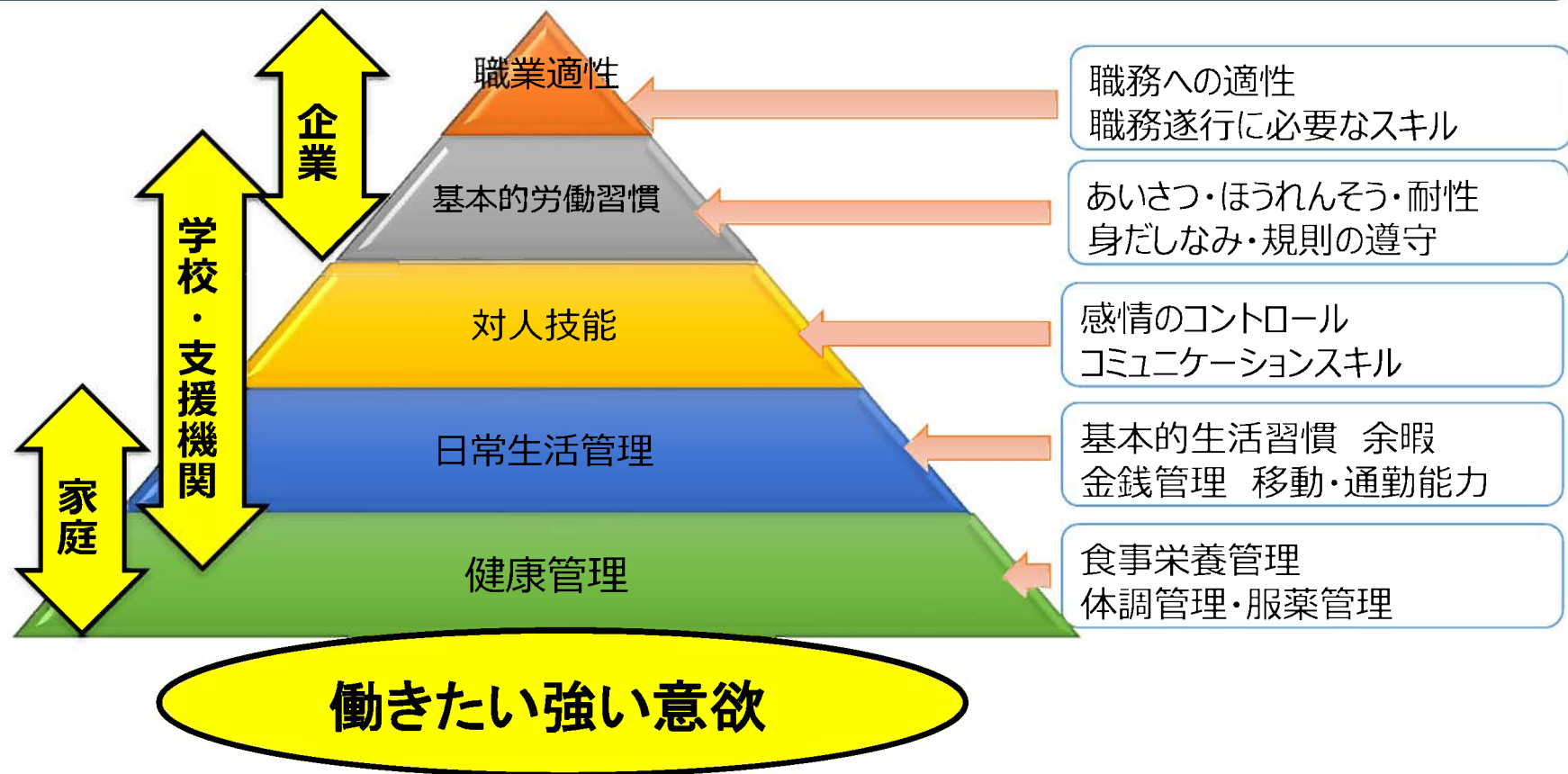
府立知的障がい支援学校職業コース



職業準備性ピラミッド

(障害者職業センターの資料より)

職業生活を始めるために必要な条件が、どれだけ準備されているか。



5. さいごに



卒業したあとの進路

社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会
支援センターしらさぎ
サービス管理責任者 宇高 広志

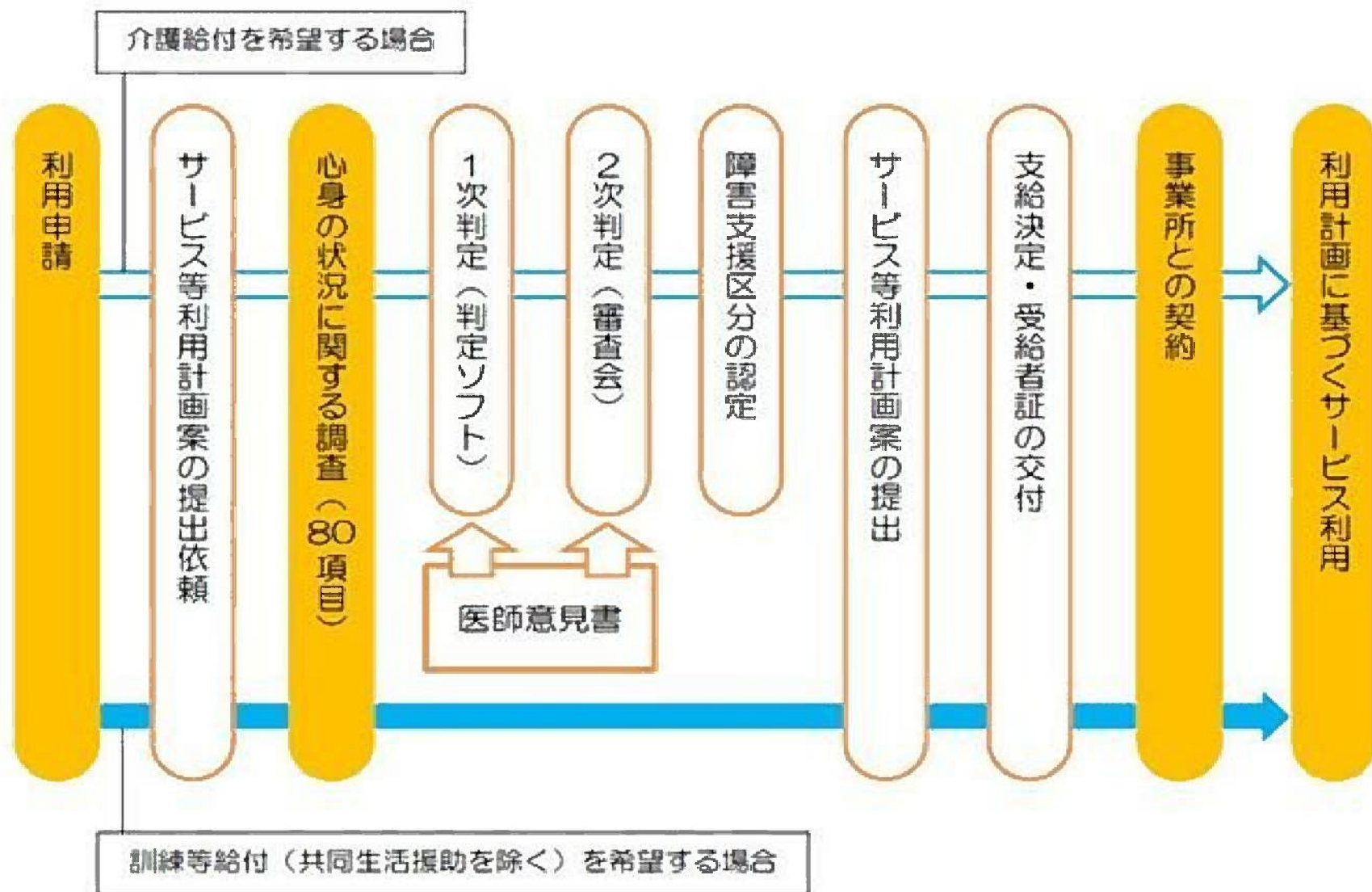
卒業したあとの進路

- 障がい福祉サービスの説明
- 障がい福祉サービスの活動
- 障がい福祉サービスの利用事例

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			
訪問系	介護給付	居宅介護	省 児 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護	省 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
		同行援護	省 児 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護	省 児 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援	省 児 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う
日中活動系施設系	介護給付	短期入所	省 児 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養介護	省 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護	省 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
居住支援系	訓練等給付	施設入所支援	省 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		自立生活援助	省 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う
		共同生活援助	省 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
		自立訓練（機能訓練）	省 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練（生活訓練）	省 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援	省 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援（A型）	省 一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
訓練系・就労系	訓練等給付	就労継続支援（B型）	省 一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援	省 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

障害福祉サービス利用の流れ



生活介護ってどんなサービス？

- **どんなことをしてくれるの？**

日中に通って、食事やトイレ、入浴などのサポートを受けながら、創作活動や軽作業を楽しめます。

- **こんなお子さんに向いています**

- ・ 日常生活に手助けが必要な方
- ・ 重い知的障がいや身体障がいがある方
- ・ 安心して過ごせる居場所を探している方

自立訓練（生活訓練）ってなに？

•どんなことをしてくれるの？

料理や掃除、買い物の練習など、ひとり暮らしや地域での生活に向けた練習をします。2年の標準利用期限があります。福祉型専攻科のように学校の延長で教育的なプログラムを提供しているところもあります。

•こんなお子さんに向いています

- ・ 学校を卒業したあと、地域での生活を目指す方
- ・ 少しずつ自分でできることを増やしたい方

就労移行支援ってなに？

•どんなことをしてくれるの？

働くための準備をする場所です。履歴書の書き方や面接の練習、職場体験などを行います。2年の標準利用期限があります。

•こんなお子さんに向いています

- ・将来、一般企業で働きたい方
- ・就職に向けてステップを踏みたい方

就労継続支援A型って？

•どんなことをしてくれるの？

雇用契約を結んで、最低賃金をもらいながら働くことができます。職場でのサポートもあります。

•こんなお子さんに向いています

- ・安定して通勤できる方
- ・一般就労は難しいけれど、雇用契約を結んで働きたい方

就労継続支援B型って？

•どんなことをしてくれるの？

雇用契約は結ばず、軽作業などを自分のペースで行い、工賃（お給料のようなもの）をもらえます。多くが作業日課中心ですがアート活動や余暇的なプログラムに力を入れているところもあります。

•こんなお子さんに向いています

- ・体調や気分に変化がある方
- ・ゆっくり自分のペースで働きたい方

※A型もB型も建前上は一般就労を目指すという目的もあります。

就労定着支援ってどんなサービス？

•どんなことをしてくれるの？

働き始めた後も、職場での困りごとや生活の悩みを相談できるサポートです。

•こんな方に向いています

- ・職場でのコミュニケーションが不安な方
- ・仕事のミスや体調管理に悩んでいる方
- ・長く働きたいけれど、サポートが必要な方

サービス名	内容（どんな支援か）	対象となる人
生活介護	食事・排せつ・入浴などの介助、創作活動、軽作業の機会を提供	・ 50歳未満：障害支援区分が区分3以上（障害者支援施設に入所する場合は区分4以上） ・ 50歳以上：障害支援区分が区分2以上（障害者支援施設に入所する場合は区分3以上）
自立訓練（生活訓練）	日常生活や身体機能を改善するための訓練・サポート	・ 入所施設や病院を退所・退院した方 ・ 特別支援学校を卒業した方 ・ 日常生活に一部支援が必要な方
就労移行支援	働く力を身につける訓練、履歴書や面接の指導、職場体験	・ 働く意欲があり、一般企業に就職する可能性がある方 ・ 18～64歳までの方
就労継続支援A型	雇用契約を結んで働きながら支援を受ける（最低賃金支給）	・ 雇用契約を結んで働ける方 ・ 一般企業への就職が難しいが働く意欲がある方
就労継続支援B型	雇用契約なしで、軽作業や訓練を行いながら工賃を得る	・ 一般企業での雇用が困難な方（障害や難病のため） ・ 就労経験があるが、年齢や体力の面で一般企業での雇用が難しくなった方 ・ 50歳以上の方 ・ 障害基礎年金1級を受給している方 ・ 就労アセスメントでB型事業所の利用が適当と判断された方

1日のスケジュール

午前

8:45 通所(つうしょ)
作業服(さぎょうふく)に着替(きがえ)えて準備(じゅんび)

9:00 ラジオ体操(たいそう)
利用者全員(りようしゃぜんいん)が集(あつ)まる

9:20 朝礼(ちょうれい)

9:30 作業開始(さぎょうかいし)

12:00 昼食(ちゅうしょく)・休憩(きゅうけい)

午後

13:00 作業開始(さぎょうかいし)

15:30 作業終了(さぎょうしゅうりょう)・清掃(せいそう)・終礼(しゅうれい)・着替え(きがえ)

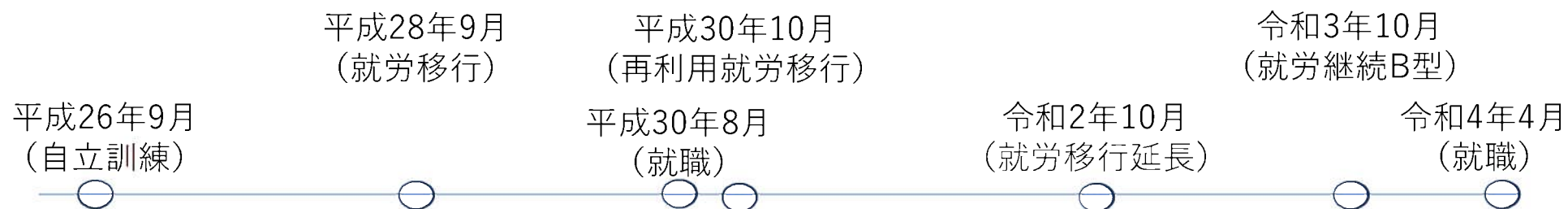
16:00 終了(しゅうりょう)

障害福祉サービスの日課の違い

サービス名	午前	昼食	午後	終了後
生活介護	食事・排せつ・入浴の介助、創作活動	職員と一緒に食事	軽作業・レクリエーション・リハビリ	送迎または帰宅
自立訓練	生活スキル訓練（料理・掃除・買い物）	自分で準備・片付け	社会参加活動（外出・地域交流）	帰宅
就労移行支援	職業訓練（PC作業・接客練習）	職員と一緒に食事	履歴書作成・面接練習・職場体験	帰宅または企業訪問
就労継続支援A型	仕事開始（契約社員として業務）	職場で食事	業務継続（作業・ミーティング）	退勤・帰宅
就労継続支援B型	軽作業（手工芸・清掃・農作業）	職員と一緒に食事	作業継続・休憩を挟みながら進行	送迎または帰宅

Aさん

- 利用開始から 7 年 5 ヶ月をかけて就職！
- おとなしい性格
- アニメが好き
- Wordが準2級 Excelが4級



生活
リズム

人間関係

就職
活動

公開セミナー 令和7年6月23日

会社で働く

東大阪市障害者就業・生活支援センターJ-WAT
所長 奥田真

本日の議題について

- ①障害者就業・生活支援センターとは
- ②障害者雇用に関すること
- ③就労選択支援事業について（令和7年10月～）
- ④アセスメントのポイントから
- ⑤東大阪の取組みについて

はたらき続ける支援

ジョブコーチ

会社であなたが力を
発揮できるように、
マンツーマンで支援しま
す！



就労定着支援事業
長期に安定して
働けるように
職場定着へ向け、
相談支援します。

就業・生活支援センターの業務内容

就業支援

○就業に関する相談支援

○障害特性をふまえた雇用管理に関する助言

生活支援

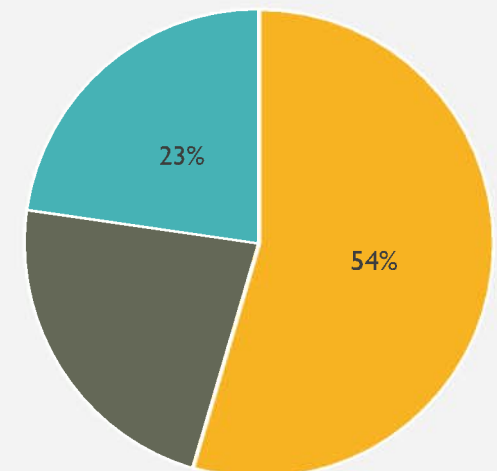
○日常生活・地域生活に関する助言

2024年4年時点 337センター
各都道府県が設定している圏域に1カ所

障害者雇用に関する主なトピックス

○民間企業（常用労働者数が40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は67万人で、前年より3万5千人増加（対前年比5.5%増）し、21年連続で過去最高を更新した。

○雇用者のうち、
身体障害者は36万人（対前年比2.4%増）
知的障害者は15万人（同4.0%増）
精神障害者は15万人（同15.7%増）と、
いずれも前年より増加し、
特に精神障害者の伸び率が大きかった。



■ 身体障害 ■ 知的障害 ■ 精神障害 ■

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約1,165万人^(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約487万人^(※2)

(内訳:身体423.0万人、知的126.8万人、精神614.8万人)

(内訳:身体99.5万人、知的66.9万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約29.6% 就労系障害福祉サービスの利用が約33.3%
② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和5年は約2.7万人が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.6万人
 - ・就労継続支援A型 約 9.0万人
 - ・就労継続支援B型 約35.3万人
- (令和6年3月)

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍
14,845人/H29	11.5倍
19,963人/H30	15.5倍
21,919人/R1	17.0倍
18,599人/R2	14.4倍
21,380人/R3	16.6倍
24,426人/R4	19.0倍

26,586人/R5 20.6倍

企業等

雇用者数

約67.7万人
(令和6年6月1日)

※40.0人以上企業
※身体、知的、精神の
手帳所持者

ハローワークからの
紹介就職件数

110,756件
※A型:29,081件
(令和5年度)

就職

就職 6,115人/年

12,809人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,881人)

特別支援学校

卒業生20,641人(令和6年3月卒)

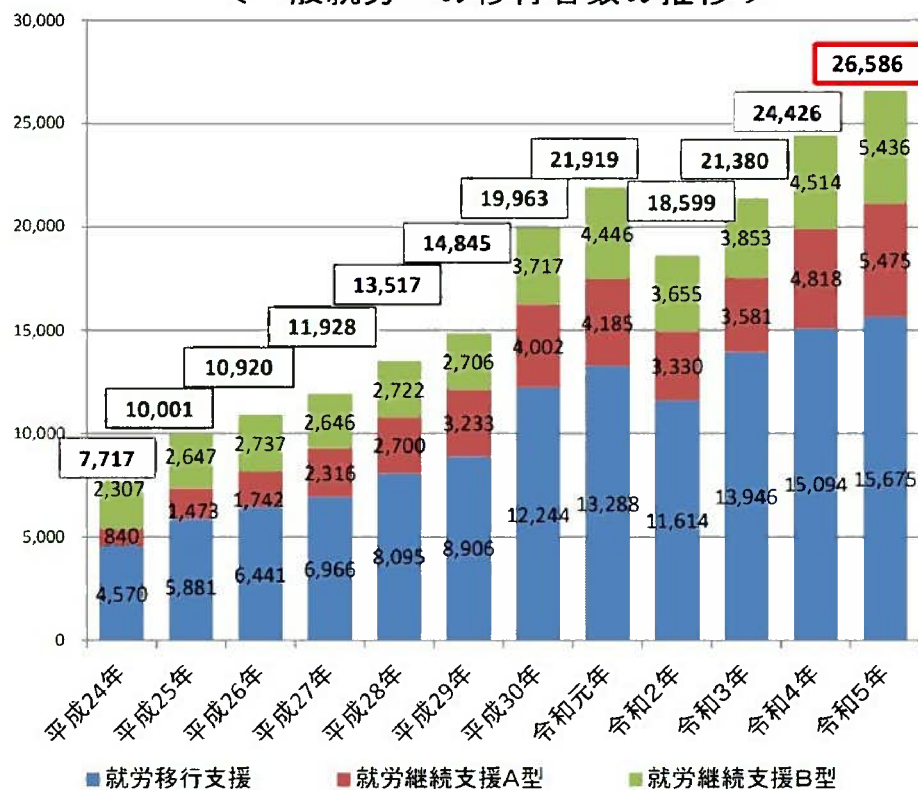
639人/年

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査 等

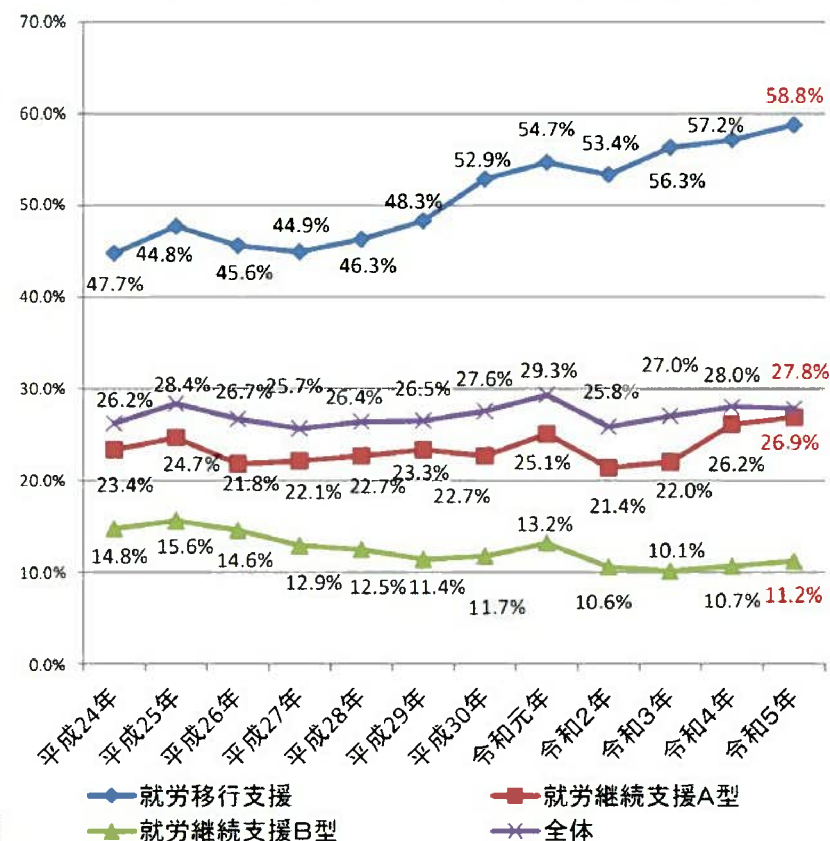
一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和5年においては前年比約9%増となり、約2.7万人であった。
- 令和5年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜サービス利用終了者に占める一般就労への移行者割合の推移＞

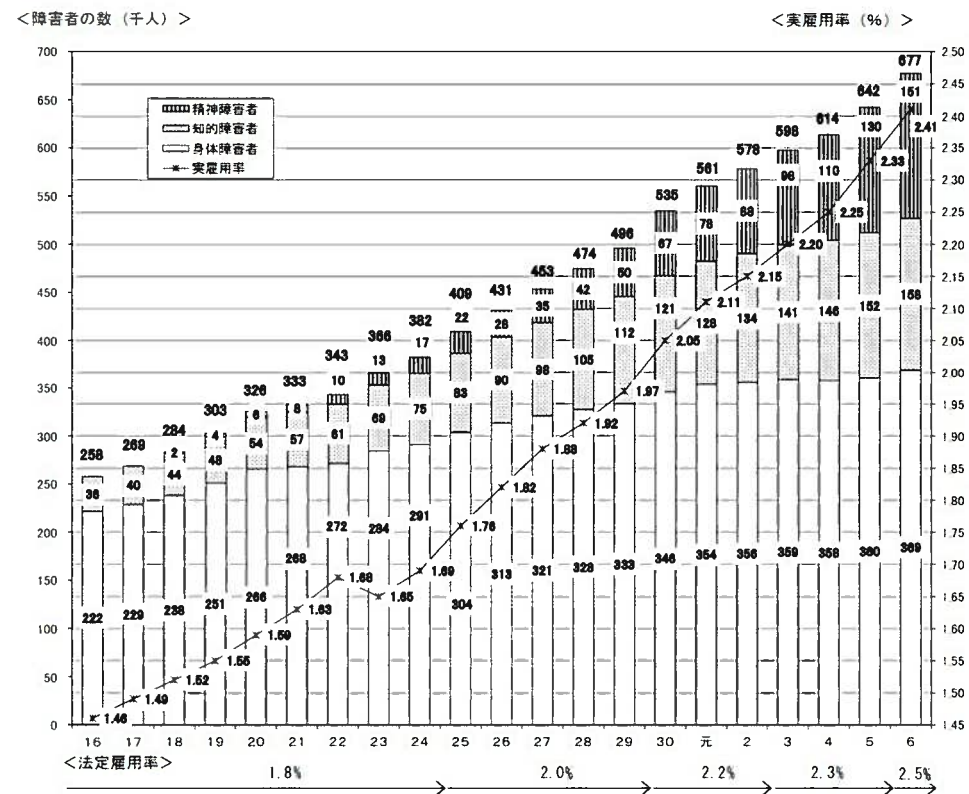


【出典】社会福祉施設等調査(各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績)

○法定雇用率の上昇とともに、雇用者数は年々増加している。

○2026年7月にはさらに2.7%にまで引き上げられる予定です。それと同時に、対象事業主の範囲も40.0人以上から37.5人へと対象が広がります。

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

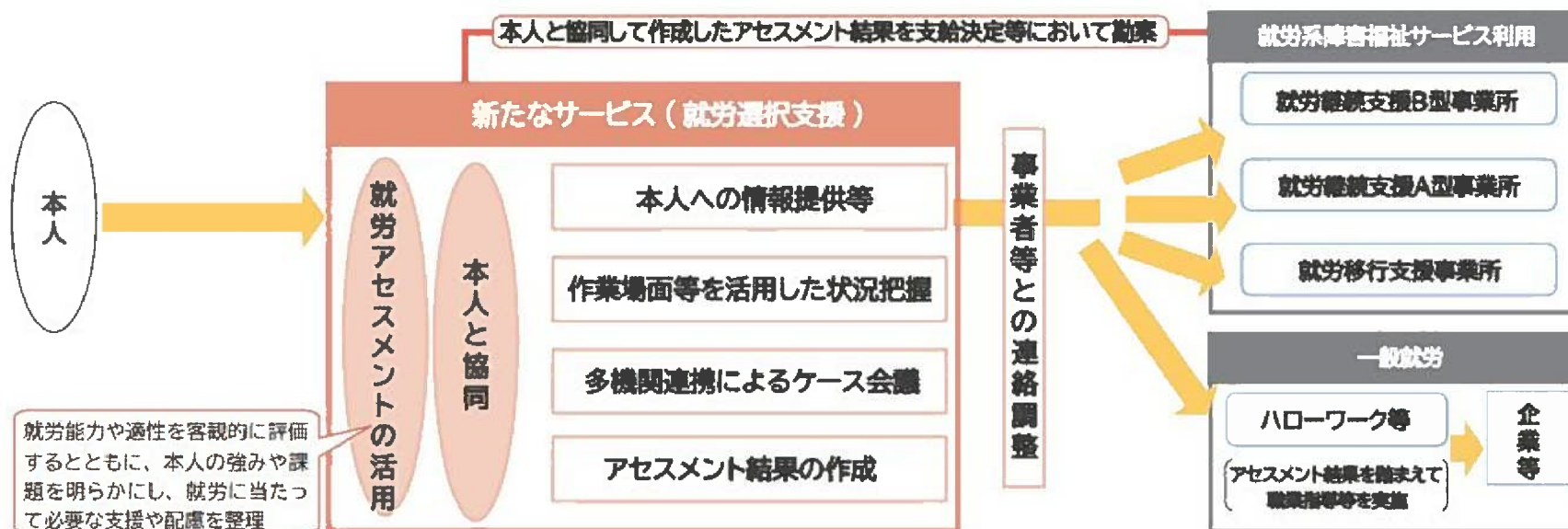


雇用の分野における障害者への差別禁止・合理的配慮の提供義務

- (1) 障害者に対する差別の禁止
- (2) 合理的配慮の提供義務
- (3) 相談体制の整備・苦情処理 紛争解決の援助

就労選択支援支援事業について

【就労選択支援のイメージ】

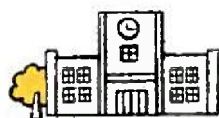


働く力を評価し、今後の進路（就労や事業所など）
を本人を中心として一緒に考える

特別支援学校高等部の各学年で実施できます。

特別支援学校高等部における年間スケジュール（例）

※ 矢印（⇔）期間内のいずれかで就労選択支援を実施



卒業後、
自分にできる仕事は？
自分に合うサービス（事業所）は？

生徒

卒業後、自分の子どもは
どんな働き方ができるのか？
本人に合うサービス（事業所）は？



保護者



先生

生徒が希望する進路先は？

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学		保護者面談	職業ガイダンス						保護者面談		
2年				保護者面談					保護者面談			
3年				保護者面談					保護者面談			卒業

「アセスメント」からみた支援ポイントについて

○欠席等の連絡

（電話したことがないなど）（体調不良を表現できないなど）

○公共交通機関の利用

（一人で外出したことがない。バス・電車を利用したことがない）

○会話（場面にあった言葉遣いや返事）

わからないことを「ああ」と返事したり、
問いかけに無言でいる傾向があった。

○作業の正確性

思い込みで進めてしまう傾向がある。

ミスをしたくないという思いが先行し焦る傾向があった。

○意思表示

作業の場面においても「こうしたい」

「これができた」と情報発信すること

○時間の意識と遵守

休憩時間と作業時間の切り替えなど。

作業時間の意識と時間配分（何時までに終わらせれるのか）

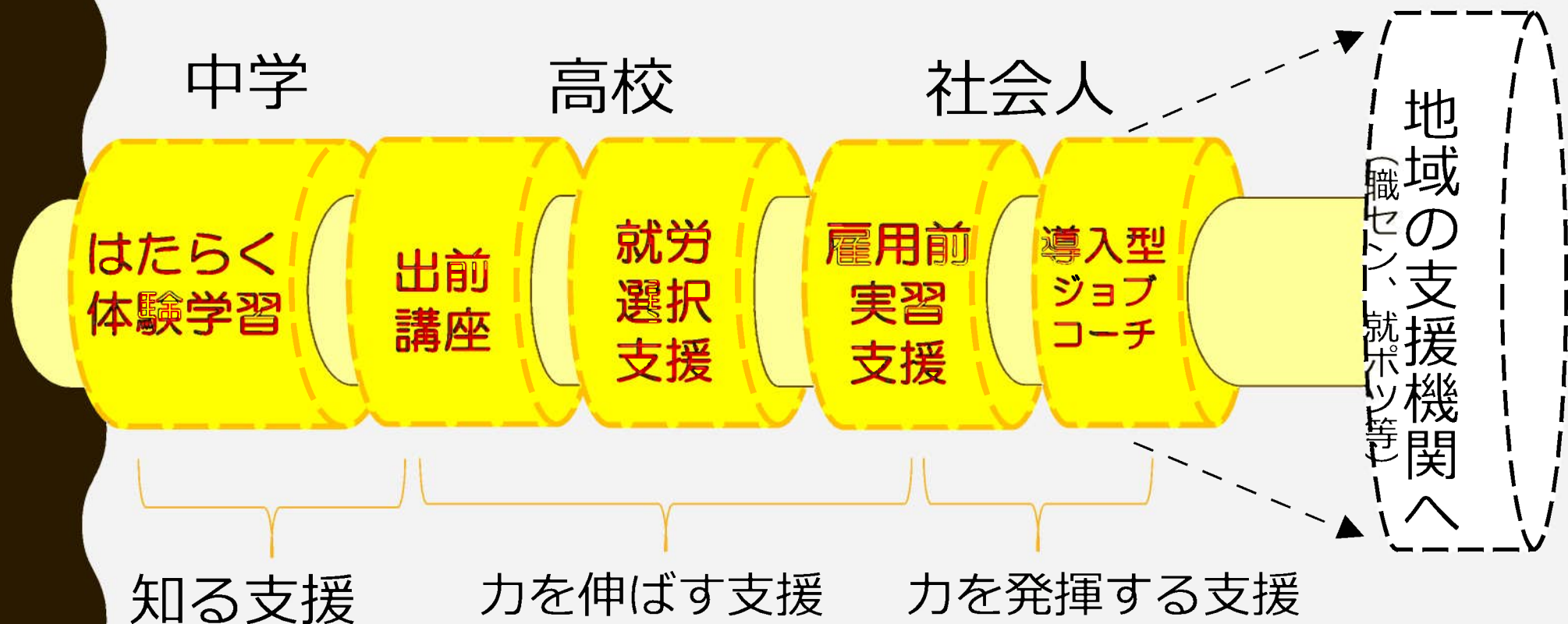
日常生活においては

○外出範囲拡大 ○在宅時の活動 ○留守番

など少しずつ練習していくことができれば

東大阪市での独自の取組

東大阪市では社会へつなぐ支援として、
中学校支援学級から段階的なアプローチを行っています。





せいちょう
ご清聴ありがとうございました。

